



市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取り組みを進めています。

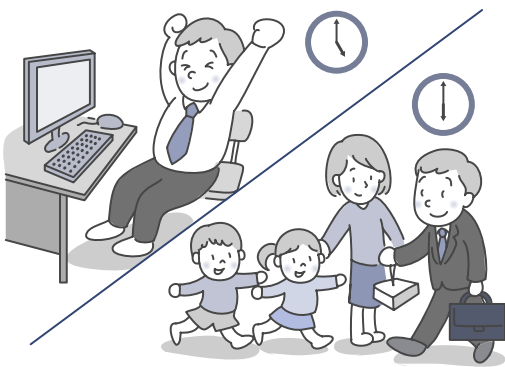
問合せ／協働推進課 ☎049-251-2711 ⑤256

## ワーク・ライフ・バランス「仕事と生活の調和」を

ワーク・ライフ・バランスとは「一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活でも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

平成20年度内閣府の調査によると「仕事」優先を理想とする人は2パーセントですが、現実には約半分の人が「仕事」優先となっています。また、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、理想と現実の生活が一致している人は約15パーセントにとどまっています。

理想は、仕事と家庭生活をバランス良く



でも現実には・・・



ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人の生活を豊かなものにするだけでなく、企業側（雇い主）にとっても従業員の仕事に対する意欲や集中力が高まり、効果的に仕事をする事でコストを削減し、優秀な人材の確保につながるなどのメリットが生まれます。

働くみなさんも「会議は1時間とみんなで決めてみる」や「1日の予定リストを作る」など、簡単な取り組みから、仕事と家庭生活の両立を目指してみませんか。

ワーク・ライフ・バランスの取り組みが、国をあげて始まっています。フレックスタイム制の普及や時間外労働の是正など、企業と行政が力をあわせ、仕事と育児・介護などの両立を支える制度やサービスの整備などが期待されます。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章(平成19年12月策定)

それぞれが求める仕事と生活の調和の実現に向けて、3つの目指すべき社会が掲げられ、その方向性が示されています。

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月策定)

企業や働く者などの効果的な取り組み、国や地方公共団体の施策の方向性が示されています。

内閣府 仕事と生活の調和推進室 ☎03-3581-9268

<http://www8.cao.go.jp/wlb/index.html>

「ワーク・ライフ・バランス水先案内人」・「ワーク・ライフ・バランス推進員」制度

県では、企業や事業所に出向き、ワーク・ライフ・バランスの必要性や導入のポイント説明などをするアドバイザー(水先案内人)や、企業や事業所から選任された推進員が、県とのパイプ役となって子育て中の従業員が働きやすい職場環境づくりを進める制度を導入しています。

県少子政策課 ☎048-830-3343

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BF00/kosodate/kosodate1.htm>

## 男女共同参画講座のお誘い

と き	内 容	講 師
3月4日(木) 午後2時～4時	なぜ必要な? 男女共同参画 「男女共同参画って何?」そんな疑問に分かりやすく、身近な視点でお話しします。 市民意識調査で重要度が最下位だった男女共同参画ですが、日々の生活と深くかかわっていることがわかります。この機会にぜひ学んでみませんか。	さやま のりこ 瀬山 紀子氏 (埼玉県男女共同参画推進センター 事業コーディネーター)

場所／鶴瀬西交流センター 定員／25人(申込順) ※受講無料、保育あり(1歳以上、2月25日(木)までに要予約)。

申込み・問合せ／2月2日(火)から協働推進課へ電話で ☎⑤256